

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条例（議員発議）

○宮城県がん対策推進条例

（健康推進課）

一

○みやぎ食と農の県民条例の一部を改正する条例

（農業政策室）

四

○情報通信技術を活用した宮城県議会の活動の推進に関する条例

（議会事務局総務課）

五

○宮城県議会の保有する個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

（同）

七

例

（同）

八

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

（同）

八

条 例

宮城県がん対策推進条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第一号

宮城県がん対策推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 基本的施策等（第十条―第二十一条）

第三章 推進体制の整備（第二十二条―第二十三条）

附則

誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を実現することは、県民全ての願いである。がんは、本県では、昭和五十九年から死因の第一位であり、生涯のうちに約二人に一人がり患する

と推計されているなど、県民の生命と健康にとって重大な問題である。

こうしたことから、県民全体が、がんを他人事ではない身近なものとして捉える必要がある。

昭和三十年代に、検診車の巡回による胃がん検診を全国に先駆けて実施し、後に宮城方式として広く知られるようになったことは誇るべき歴史であり、その後も様々な関係者との協働の下、がん対策が推進されてきた。

しかし、現在では、がん検診受診率の伸び悩みが課題となっている。さらに、がんの原因となるおそれのあるメタボリックシンドロームや肥満が増加し、喫煙、栄養・食生活、身体活動・運動等の生活習慣に関する状況は、期待する改善が見られていない。

がんによる死亡率の減少及び全てのがん患者等（がん患者及びその家族等をいう。以下同じ。）の療養生活の質の向上を図るためには、県民ががんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、病状に応じた治療等、主体的かつ積極的な行動に努めるとともに、がん患者等に関する理解を深める必要がある。また、がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少等、がん医療を取り巻く環境が変化する中、患者本位で持続可能ながん医療を提供する体制の充実が求められている。加えて、がん医療の進歩等により、がんになり患した後の生存率は上昇しており、全てのがん患者等が、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることができるようがん医療のみならず、福祉・教育・就労等の必要な支援を受けることができる環境の整備が重要である。

このような認識の下、関係者が協働し、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服と共生を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係者の役割を明らかにするとともに、本県の特性に応じたがん対策の基本となる事項を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進することにより、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項の規定により県が策定する宮城県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実効性を確保し、もって、がんの予防、早期発見、良質な医療が適切に提供される体制を確立し、県民一人一人ががんについての理解を深め、がんになり患しても健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 がん対策の推進は、県、県民及び関係者の適切な役割分担による協働の下に、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 がんを予防する方法を普及啓発するとともに、がん研究を推進し、その結果に基づいた施策を

実施し、がんのり患率を減少させること。

二 県民が利用しやすいがん検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促進すること、効率的かつ持続可能ながん対策を推進し、がんの死亡率を減少させること。

三 がん患者の状況及びがんの特性に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるような医療を提供する体制を充実させることで、全てのがん患者等の療養生活の質を向上させること。

四 がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現すること、全てのがん患者等の療養生活の質を向上させること。

五 ゲノム情報（良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律（令和五年法律第五十七号）第二条第二項に規定するゲノム情報をいう。）を含むがんに関する個人情報（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報を含む。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のとり、本県の特性に応じたがん対策に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、がん対策の実施に当たっては、がんに関する県民の意識を高め、その理解と関心を深めるため、がん対策に関する適切な情報を提供するとともに、県民及び関係者と一体となった取組を推進しなければならない。

（市町村の役割）

第四条 市町村は、基本理念のとり、住民のがんの予防行動を推進するため、適切な精度管理（がん検診に係る事業評価並びに市町村及び検診実施機関に対する指導及び助言をいう。以下同じ。）の下でがん検診を行うよう努めるとともに、生活習慣の改善及びがん検診の受診の促進に向けた普及啓発、受診勧奨等により、受診率の向上に努めるものとする。

2 市町村は、希望するがん患者が地域で安心して療養できるよう関係機関との連携の推進に努めるものとする。

3 市町村は、国及び県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本理念のとり、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、病状に応じた治療等、

主体的かつ積極的な行動に努めるものとする。

2 県民は、がん患者等に関する理解を深めるよう努めるものとする。

3 県民は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療福祉関係者の役割）

第六条 保健医療福祉関係者は、基本理念のとり、がんの予防に寄与するとともに、がん患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療、福祉サービス及びがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（医療保険者の役割）

第七条 医療保険者は、基本理念のとり、国、県及び市町村が実施するがんの予防及びがん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発その他の施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者の役割）

第八条 教育関係者は、基本理念のとり、児童及び生徒ががんに関する正しい知識及び健康な生活習慣を身に付けられるよう適切ながん教育の推進に努めるものとする。

2 教育関係者は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第九条 事業者は、基本理念のとり、従業員に対するがんの予防に関する普及啓発及びがん検診の受診勧奨に努めるとともに、従業員及びその家族等ががんに罹患した場合における雇用の継続、就労環境の整備等に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（がんの予防の推進）

第十条 県は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する普及啓発その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、喫煙率の減少及び受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。）の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

（がんの早期発見の推進）

第十一条 県は、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん検診を受診しやすい環境整備、がんの早期発見の重要性等に関する普及啓発をはじめとす

る市町村、職域等において実施されるがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策

二 がん検診の精度管理の推進をはじめとする市町村、職域等において実施されるがん検診の質の向上を図るために必要な施策

(がん医療の充実)

第十二条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらずそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる体制の整備に資するため、がん診療連携拠点病院等(厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院並びにこれらに準ずる機能を有するものとして知事が指定する病院をいう。以下同じ。)と連携し、がん医療の提供体制の整備、がん診療連携拠点病院等の機能の充実並びに医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の強化が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等の状況及びがんの特性に応じたがん対策)

第十三条 県は、小児又はAYA世代(おおむね十五歳以上四十歳未満の者をいう。)において発症するがんの患者、性別による特有のがんの患者、高齢のがんの患者、希少がん、難治性がんその他のがんの患者等が、がん患者等の状況及びがんの特性に応じた適切ながん医療及び福祉、教育、就労その他の必要な支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援及び情報提供)

第十四条 県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等に対するがんに関する相談支援及び情報提供が適切に行われるよう次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん患者等に対する相談支援体制及び情報提供体制の整備の促進

二 がん患者等及びがん経験者によるがん患者等に対する支援活動の促進

三 がん患者等に対する相談支援に携わる人材の育成

四 がん患者等を含む県民に対する情報提供の推進

五 前各号に掲げるもののほか、がん患者等に対する相談支援及び情報提供の充実を図るために必要な施策

(緩和ケアの推進)

第十五条 県は、医療機関等と連携し、がん患者ががんと診断された時からその病状等に応じた緩和ケア(がん患者の身体的又は精神的苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。以下同じ。)を受けることができるよう次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん患者等が、その居住する地域にかかわらずがん患者等の状況等に応じた適切な緩和ケアを受けることができる体制の整備の促進

二 緩和ケアに関する知識及び技能を有する医療従事者の育成

三 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

(がん患者等が抱える社会的な問題への対策)

第十六条 県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等の療養生活の質を向上させ、身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、がん治療を受けながら社会生活及び日常生活を営むことができるようがん患者等に対する相談支援及び情報提供、がんに対する正しい知識の普及啓発、がん患者等に関する県民の理解の増進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん研究の推進等)

第十七条 県は、研究機関、医療機関、企業等が行うがん医療に係る医薬品、医療機器、医療技術等の研究が推進され、研究成果の普及及び活用等が円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(医療従事者の育成・確保の支援)

第十八条 県は、がん医療に携わる専門性の高い人材及び地域のがん医療、緩和ケア等を担う人材の育成並びに確保を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(がん教育の推進)

第十九条 県は、県民が、がんに関する正しい知識及びがん患者等に関する理解を深めることができるよう学校教育及び社会教育におけるがん教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の利活用の推進)

第二十条 県は、がん検診の受診勧奨及び精度管理、がん医療の向上等が図られるようがん登録(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二条第二項に規定するがん登録をいう。)の利活用の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(県民のがん対策への参画)

第二十一条 県は、関係者と連携し、がん患者等を含む県民が一体となつてがん対策を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 推進体制の整備

(宮城県がん対策推進計画)

第二十二条 知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、宮城県がん対策推進協議会(がん対策推進協議会条例(平成十九年宮城県条例第三十六号)第一条に規定する宮城県がん対策推進協議会をいう。)の意見を聴かなければならない。

- 3 知事は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 知事は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表しなければならない。
- (財政上の措置)

第二十三条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやぎ食と農の県民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

○宮城県条例第二号

みやぎ食と農の県民条例の一部を改正する条例

みやぎ食と農の県民条例（平成十二年宮城県条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

前文を次のように改める。

農業は、太古から人の命の源泉となる食料を生み出し、人が協力し合って生産活動を行う農村社会を築き、国や地域の重要な存立基盤を成してきた。

世界では、総人口の増加による食料不足、地球温暖化等の気候変動や自然災害の頻発化・激甚化による食料生産の不安定化、国際情勢の影響を受けるエネルギーや食料等の確保の不透明化等が顕著となり、世界的な食料危機の時代を迎えることが危惧される。

我が国においては、いつ、いかなるときにおいても国民の食料を確保する決意をもって、食料生産体制の強化を目指しており、国際的な協力と国内における食料生産体制の確保が不可欠となっている。

このような中で、本県農業は、これまで我が国の主要な食料供給基地として重要な役割を果たすとともに、基幹産業として、地域経済を支えてきた。

近年、農業者の減少や高齢化及び農地面積の減少による生産体制の脆弱化等が懸念される中で、安全安心な国産農産物に対する意識や、農産物の収穫体験の喜び、心なごむ自然とのふれあい、農村が果たしている防災に対する役割等、農村の多様な価値に対する意識が高まっている。

肥沃な耕土と四季折々の気候の中で、長きにわたり培ってきた農業技術や、様々な困難を克服してきた先人たちの知恵を有する本県は、良質で豊かな農産物を生産する農業県として、安全安心な食料を安定的に供給し、農村の多様な価値を最大限発揮できるよう、農業及び農村を発展させていく責務がある。

ここに、本県が世界や我が国の状況を踏まえつつ、食料の供給、農業の発展及び農村の振興に取り

組むことを宣言するとともに、その基本理念、基本的施策等を明らかにし、未来に向けて持続的に発展する宮城を創るため、この条例を制定する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、本県における食、農業及び農村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、農業者、農業団体、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、食、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安定的な食料の供給、持続的な農業の発展及び活力ある農村の振興の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 食、農業及び農村の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 食は、命の源泉であることに鑑み、将来にわたって安全安心な食料が安定的に供給されること。
- 二 農業は、食料を生み出す営みであることに鑑み、生産性が高く環境と調和した多様な農業が持続的に営まれること。

三 農村は、農業生産、環境の保全、やすらぎ空間、文化の継承、防災等の多面的な機能（以下「多面的機能」という。）を有することに鑑み、総合的な農村の振興が図られること。

第三条の見出し中「と役割」を削り、同条中「農業・農村」を「前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のつとり、食、農業及び農村」に改める。

第四条の見出し中「責務と」を削り、同条中「市町村は」の下に「、基本理念のつとり」を、「自然的」の下に「・」を加え、「農業・農村」を「食、農業及び農村」に改める。

第五条の見出し中「責務と」を削り、同条中「農業・農村」を「基本理念のつとり、食、農業及び農村」に、「に努力する」を「な取組に努める」に改める。

第六条の見出し中「責務と」を削り、同条中「食品関連産業事業者等は」の下に「、基本理念のつとり」を加え、「地域」を「県産」に、「農業・農村」を「食、農業及び農村」に改める。

第七条を次のように改める。

(基本的施策)

第七条 県は、第一条に掲げた目的の達成に向け、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 食料が安定的に確保・供給されることへの理解を醸成すること。
- 二 食及び農に関する学びの機会の提供及び情報発信により、県内農業及び県産農産物への理解を醸成すること。
- 三 安全安心な県産農産物の安定的な供給を図ること。
- 四 県産農産物の県内消費を推進すること。

五 水田農業、畜産、園芸等分野ごとの総合的な振興を図ること。

六 農業の持続的発展を支える農業経営体及び多様な農業者の育成を図ること。

七 環境との調和に配慮した農業及び資源循環型農業を推進すること。

八 農地、農業用排水施設その他の農業生産の基盤の整備及び保全を図ること。

九 環境の変化及び多様な消費者の需要に対応した農業技術の研究開発を推進すること。

十 農業生産技術の改良、情報通信技術その他の先端的な技術等の活用等により、生産性の向上を図ること。

十一 県産農産物の高付加価値化を推進すること。

十二 県産農産物の国内外に向けた販売戦略の展開、販売体制の構築等販売力の強化を図ること。

十三 農業と農業以外の産業等との連携により、地域産業の振興を図ること。

十四 農村が持つ多様な価値及び魅力を生かした総合的な振興を図ること。

十五 農村が果たしている多面的機能の発揮及び多面的機能に関する理解の醸成を図ること。

十六 農村を支える人材育成及び農村における多様な交流を促進すること。

十七 野生鳥獣による農作物等への被害防止及び捕獲した鳥獣の利活用を促進すること。

十八 農村における地域の防災機能の強化を図ること。

十九 前各号に掲げるもののほか、食、農業及び農村の振興のために必要な施策を推進すること。

第八条第一項中「方策」を「施策」に、「農業・農村の振興に関する概ね十年を期間とする」を「おおむね十年を期間とする食、農業及び農村の振興に関する」に改め、同条第二項第一号中「県内」を「県産」に、「農業・農村」を「食、農業及び農村の」に改め、同項第三号中「農業・農村」を「食、農業及び農村の」に改め、同条第三項中「の策定」を「を定める」に、「集約と」を「集約及び」に改める。

第九条中「集約と」を「集約及び」に、「実施状況及び」を「実施状況」に改める。

第十条を次のように改める。

（推進体制の整備）

第十条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

第十一条の見出し中「条例」の下に「等」を、「周知」の下に「及び」を加え、同条中「農業・農村振興施策」を「食、農業及び農村の振興に関する施策」に、「に努める」を「を図る」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（財政上の措置）

第十一条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ず

るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

情報通信技術を活用した宮城県議会の活動の推進に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

情報通信技術を活用した宮城県議会の活動の推進に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した議会の活動の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、議会運営の合理化、多様な住民が議会に関わる機会の拡大等を図り、もって住民自治の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条例等 条例（宮城県議会委員会条例（昭和五十年宮城県条例第二十一号）、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成十六年宮城県条例第三十八号）を除く。）並びに議会又は議長の定める規則及び規程（宮城県議会会議規則（昭和五十年宮城県議会規則）、宮城県議会傍聴規則（昭和三十五年制定）及び宮城県議会委員会傍聴規程（平成十一年宮城県議会訓令甲第六号）を除く。）をいう。

二 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

三 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であつて条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）に対して行われる通知をいう。

六 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

七 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

八 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

九 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該議会等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入証紙をもつてすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて議長が定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行

われた申請等(第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。))とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(議員に対する処分通知等であつて議長が定めるものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時)に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。))とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第六条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第七条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- 一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして議長が定めるもの 第三条から前条までの規定
- 二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第三条第一項又は第四条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第三条及び第四条の規定
- 三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第五条及び前条の規定

（添付書面等の省略）

第八条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の議長が定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当

該条例等の規定にかかわらず、議会等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した措置であつて当該書面等の区分に応じ議長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「。以下」を「。第二十条において」に改め、同条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第四項の改正規定、同条第十項の改正規定（「以下」を「第十二条第五項において」に改める部分に限る。）、第十二条第五項の改正規定（「及び第二十九条」を削る部分に限る。）並びに第十七条第一項各号列記以外の部分及び第二項第一号イ、第十八条第一項及び第二項、第三十一条第二項、第三十二条第三項、第三十八条第一項及び第二項、第三十九条第三項、第四十七条並びに第四十八条の改正規定 公布の日

二 第二条第十項の改正規定（「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める部分に限る。）及び第十二条第五項の改正規定（同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める部分に限る。） 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号） 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第二条の表議長長の項中「一、〇二〇、〇〇〇円」を「一、〇四〇、〇〇〇円」に、同表副議長長の項中「九一〇、〇〇〇円」を「九三〇、〇〇〇円」に、同表議員の項中「八四〇、〇〇〇円」を「八六〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。